# 特定教育・保育施設等利用申請のご案内(教育施設希望用)

## 【申請の位置付け】

この申請は、子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費、第28条に規定する特例施設型給付費、第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給を受けるために必要な「教育・保育給付認定の申請(教育標準認定の申請)」及び「利用施設の申請(希望教育施設の利用申込)」です。

#### 【必要書類】

- ① 保護者のうち窓口来庁いただく方 1 名分の本人確認書類 (顔写真付のものの場合は 1 点、顔写真がないものの場合は 2 点) 1 点書類 マイナンバーカード・免許証・パスポート・住基カード(写真付)等 2 点書類 保険証・年金手帳・通帳・年金証書・介護保険証等
- ② 同一世帯員<u>全員分</u>の個人番号が確認できる書類 (原則として、マイナンバーカード・通知カード・世帯全員分の個人番号が記載された 住民票のいずれか)
- ③ 教育•保育給付認定(変更)申請書 兼 利用施設申請書
- ④ 同意書(保健センター取扱いに関するもの)
- ⑤ その他必要となる書類等がある場合、指定した書類等
- ⑥ 【預かり保育の無償化給付(新2号認定)を希望する方のみ対象】 「教育施設に所属する児童にかかる預かり保育の無償化申請の手続きについて」を参照のうえ、 追加で必要な書類の準備をお願いします。

### 【特定教育・保育施設等を利用するまでの流れ】

- ① 特定教育・保育施設等に入園申込を行い、申込施設側から入園可能見込である旨の回答 (書面通知等)を得ていただきます。
- ② 上記必要書類を揃え、役場福祉こども課に「教育・保育給付認定(変更)申請」と「利用施設申請」を同時に行います。
- ③ 川西町より、「支給認定証」及び「施設利用承諾書」を交付します。
- ④ 利用施設の決定後、施設と契約し、入園(所)となります。

### 【保育所利用料(利用者負担額)について】

保育所利用料:所得にかかわらず、教育標準認定を受ける児童は月額 O 円 その他諸費:施設が定める実費徴収・上乗せ徴収等が別途加算されます

### 【問い合わせ】

川西町福祉こども課 電話0745(44)2631